



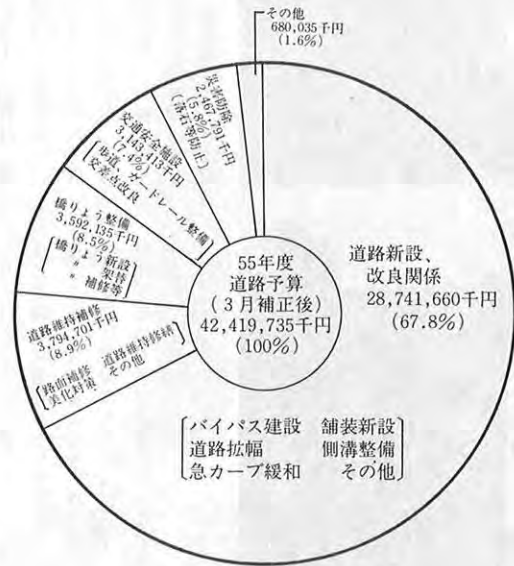
放置された自転車等が歩行者の通行に障害となる

## 美しい道路づくり

道路が、公共物として我々の生活の中心となっていることから、その環境の美化を図り快適な道路環境を整備すること

は、道路管理者の責務であると言えます。県では、昭和四十七年度から発足した「美しい熊本づくり運動」の一環として、

表-2 道路予算内容



- (一) 生活基盤の整備
  - 国道二六号外十九路線の未整備区間、県道植木河内港線外百三十九路線のバスのすれちがい困難な区間及び国道三八七号外七十四路線の車のすれ違い困難な区間合計一千二百五十一キロメートルの整備をはかる。
  - 生活環境の改善
    - 良好な道路環境を保全するため、美化や緑化事業を推進するとともに、
- (二) 騒音の著しい道路について環境対策を実施する。
- (三) 国土の発展基盤の整備
  - 九州縦貫高速自動車道関連道路の整備促進をはかる。
- (四) 維持管理の充実
  - 既存道路の消耗を防ぎ安全かつ円滑な交通の確保をはかるため、施設の耐用年数、交通量に応じ管理水準の向上をはかる。
- (五) 舗装新設、側溝整備、その他
  - バイパス建設、道路拡幅、急カーブ緩和

シンボル花壇の設置及び道路の緑化推進事業を行っております。

### 一、シンボル花壇

熊本市内のメイン道路である、熊本一玉名線及び熊本一高森線の花畑町から水道町を経て水前寺に至る延長三・八キロメートルの道路両側と熊本駅前ほか二箇所シンボル花壇を設置しております。春季には黄、赤、青の三色の華麗な花をひらくパンジー、夏季には陽光に黄金色に映えるマリゴールド、冬季には厳寒に耐えて白と赤の明色に冴える葉ボタンを植栽してその管理を行っております。四季おりおりに開花するこれらの花は、沿線住民はもとよりドライバーや歩行者の眼を楽しませると共に熊本のシンボル道路にふさわしい役割りを果たしており、県外観光客からも好評を得ているところで。

### 二、緑化推進指定道路

## 交通安全施設整備事業

全国における傾向と同様、自動車輸送需要の拡大と国民皆免許時代と相まって、昭和五十五年末現在の本県の自動車保有台数は、約六十五万三千台で十年前の二・四倍に及ぶ著しい増加となっております。このことは道路施設整備とのバランスを欠くこととなり、交通量の増大、交通の混雑、各種の自動車公害及び交通事故の

自然と道路環境の調和の観点から、山岳部を除き大半の道路において街路樹を整備管理することが、社会的な要請となつてきております。

県では、このような情勢をふまえ、県下九地区において空港関連道路や国道二一八号、三二五号など地域の顔となる道路を緑化推進指定道路として指定し、街路樹未整備区間の緑化をはかるとともに整備された街路樹の剪定、施肥、防虫、除草を徹底し「緑の道路づくり」事業を推進しております。これは、熊本市内のシンボル花壇の地方版ともいえるものです。が、緑の道路環境を維持しもって県民の道路環境美化思想の啓発に寄与しようとするものです。今後、本事業の推進にあたっては広く地域住民の参加と協力を求めることとし、地域の実情に応じた緑化事業のすすめ方について、地域別に設置される専門機関で検討することとしていきます。

された第一、第二次五ヶ年計画で、歩道を中心とする交通安全施設の整備に力を入れてきた結果、交通事故の防止にかなりの成果を収めています。人身事故については、昭和四十六年をピークに減少していますが、依然著しい自動車交通量と免許人口の増加に伴い、事故は増加に転ずる兆しがあらわれています。又、死者の半数近くが交通弱者である歩行者及び自転車利用者であることは憂慮すべき事態といえます。このような状況に対処するため、昭和五十六年度から始まる第三

## 道路の正しい利用

このように道路整備が毎年着実に進む反面、今日、市街地を中心として問題化していることが道路の不法占用です。道路、特に歩道の上には、著しい数の立て看板、商品置き場、自転車等が放置されています。これら大部分は、道路管理者の許可を受けていない放置物件であり、歩行者の通行に大変な障害となつております。調査によると歩行者の九〇パーセントが、これらの不法占用物件のために、「歩道が歩きにくい」「危険を感じる」といった回答をしています。道路は、誰もが安全快適に利用できるものでなければなりません。たとえ、我が家の前だからといって、道路の上に勝手に物を置いては、他の人々の通行の邪魔になり、ひいては交通事故の原因となります。県で

次五ヶ年計画では、特に歩行者、自転車利用者及び身体障害者の安全を確保することを重点として、さらに交通安全施設等の整備を推進することとしています。

昭和五十五年四月一日現在の交通安全施設の整備状況は、(一)歩道、自歩道設置道路延長四百三十二・六キロメートル(のべ延長五百七十五・七キロメートル)、(二)横断(地下)歩道施設二十七箇所、照明灯七千四百八十四灯、案内標識六百七十一基であります。

は、道路の正しい利用の方法を、県民の皆様幅広く理解して頂くために、年数回「道路を広く使う運動」を実施しています。これは、市町村、警察、交通安全協会等と協力し、道路のパトロールを行い不法占用物件を撤去するとともに、道路占用の手続といった道路の正しい利用の方法を指導するものです。「きれいな道路は街の顔」といいますが、この問題の解決には、県民の皆様のご理解と協力を欠くことができませんので今後とも街頭指導及び広報活動の徹底を図ってまいります。

(道路維持課)